**平成２６年（フ）第２５９号**
平成26年１月23日までの住所盛岡市神子田町９番52号、現在の住所岩手県以下秘匿
債務者　吉井奈代子（生年月日昭和28年２月５日）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第３４９号**
静岡県浜松市西区入野町16110番地の１
債務者　古橋　敏廣
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３５０号**
静岡県浜松市北区初生町1186―13　セジュールソニア202号室、住民票上の住所静岡県浜松市西区入野町16110番地の１
債務者　古橋　　学
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３２号**
三重県尾鷲市名柄町470番地
債務者　濵口　英樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
津地方裁判所熊野支部

**平成２６年（フ）第１７９号**
長野県松本市横田３丁目８番26号
債務者　宮下　新一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第５７８号**
大阪府東大阪市末広町14番21号
債務者　野村こと　田中　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　友寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１５５８号**
名古屋市東区東大曽根町32番10号　チサンマンション徳川町301号、従前の住所名古屋市東区代官町25番26号　近藤マンション303号
債務者　やすらぎ処友こと　大野　明美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１３３号**
新潟県柏崎市松波２丁目15番３号
債務者　松谷　　章
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第９１４０号**
東京都葛飾区金町２丁目３―５　アルテミス５番館
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１２９号**
埼玉県熊谷市銀座４丁目２―３―２
債務者　船山　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１３５号**
東京都北区岸町２丁目２―５―202
債務者　加藤　時夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１５２号**
東京都江東区亀戸２丁目６―２―426
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１９５号**
東京都大田区北嶺町30―13―201
債務者　夏井　浩幸
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１９６号**
東京都品川区東品川３丁目23―22―103　石川方
債務者　齊藤　優子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０１９７号**
東京都調布市佐須町２丁目23―１―106
債務者　波平　　現
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０２００号**
東京都練馬区石神井台４丁目３―11―208
債務者　小林　健太
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部